

監 査 結 果 報 告 書

〔定期監査・財政援助団体等監査〕

令 和 2 年 度 後 期

(令和2年9月～令和3年3月実施分)

佐 賀 市 監 査 委 員

佐市監査第444号
令和3年3月25日

佐賀市議会議長	川原田 裕 明 様
佐賀市長	秀 島 敏 行 様
佐賀市自動車運送事業管理者	志 満 篤 典 様
佐賀市上下水道事業管理者	田 中 泰 治 様
佐賀市教育委員会教育長	中 村 祐 二 郎 様
佐賀市農業委員会会長	坂 井 邦 夫 様

佐賀市監査委員 力 久 剛
佐賀市監査委員 福 井 章 司

定期監査及び財政援助団体等監査の監査結果に関する報告書について

地方自治法第199条第1項、第4項及び第7項の規定により、令和2年9月から令和3年3月までに実施した定期監査及び財政援助団体等監査について、同条第9項の規定により監査結果に関する報告を決定し、提出する。

1 監査の概要

(1) 監査の方法

財務事務及び行政事務が法令に適合し正確に行われているか、また、行政運営が合理的かつ能率的に行われているかという観点から、提出された資料及び帳簿の全部又は一部を抽出し確認を行うとともに、関係職員に説明を求めた。また、必要に応じ現地に赴き、帳簿や資産の確認を行い、前回監査での指摘事項等の改善状況についても調査した。

また、工事監査については、国家資格である「技術士」を有する者に工事技術面の調査を委託し、設計施工等に関する書類審査や現地調査を実施した。

なお、監査対象部署ごとに、前回監査結果及び業務上のリスクを基にして設定した監査重点項目を中心に監査を実施した（公営企業、小中学校、工事及び財政援助団体等に対する監査を除く。）。

(2) 監査の対象等

<定期監査> (財務及び経営管理監査)

監 査 対 象		監査対象期間	監査実施期間	ページ
市民生活部	市民生活課	令和 2年 4月 1日 ~ 令和 2年 8月 31日	令和 2年 9月 8日 ~ 令和 2年 12月 25日	6
	生活安全課			6
	人権・同和政策・男女参画課			6
保健福祉部	福祉総務課	令和 2年 4月 1日 ~ 令和 2年 11月 30日	令和 2年 12月 1日 ~ 令和 3年 3月 24日	7
	生活福祉課			6
	健康づくり課			7
	三瀬診療所			6
久保田支所		令和 2年 4月 1日 ~ 令和 2年 11月 30日	令和 2年 12月 1日 ~ 令和 3年 3月 24日	6
出納室				6
交通局	総務課			8
	業務課			8
上下水道局 下水プロジェクト推進部	下水道工務課	令和 2年 4月 1日 ~ 令和 2年 11月 30日	令和 2年 12月 1日 ~ 令和 3年 3月 24日	6
	下水道施設課			6
	下水エネルギー推進室			6
	下水道企画室			6

監 査 対 象		監査対象期間	監査実施期間	ページ
上下水道局 下水プロジェクト推進部	雨水事業対策室	令和 2年 4月 1日 ~ 令和 2年11月30日	令和 2年12月 1日 ~ 令和 3年 3月24日	9
教育委員会	循誘小学校	令和 2年 4月 1日 ~ 令和 2年 9月30日	令和 2年10月13日 ~ 令和 3年 1月28日	6
	嘉瀬小学校			6
	巨勢小学校			6
	松梅小学校			9
	中川副小学校			6
	松梅中学校			6
教育委員会 教育部	学校教育課	令和 2年 4月 1日 ~ 令和 2年 8月31日	令和 2年 9月 8日 ~ 令和 2年12月25日	10
	学事課			11
	図書館			6
農業委員会 事務局	久保田分室	令和 2年 4月 1日 ~ 令和 2年11月30日	令和 2年12月 1日 ~ 令和 3年 3月24日	6

< 定期監査 > (工事監査)

監 査 対 象	工事契約期間	監査実施期間	ページ
久保田支所庁舎移転に伴う屋外拡声子局及び遠隔制御機移設工事(繰越) 《所管:総務部 財産活用課》	令和 2年 1月30日 ~ 令和 2年 5月29日	令和 2年 9月29日 ~ 令和 3年 2月17日	12
緑化センター跡地公園整備工事(その2) 《所管:建設部 緑化推進課》	令和 2年 8月 4日 ~ 令和 3年 2月12日	令和 2年 9月29日 ~ 令和 3年 2月17日	12

監 査 対 象	工事契約期間	監査実施期間	ページ
三重津海軍所跡ガイダンス施設改修（建築） 工事 《所管：建設部 建築住宅課》	令和 2年 3月24日 ～ 令和 3年 6月30日	令和 2年 9月29日 ～ 令和 3年 2月17日	13
富士しゃくなげ湖ボート・カヌー競技施設整備事業基盤整備工事その1（繰越） 《所管：建設部 北部建設事務所》	令和 2年 6月 4日 ～ 令和 3年 2月26日	令和 2年 9月29日 ～ 令和 3年 2月17日	13
エコロジカルポンド遊歩道整備工事（繰越） 《所管：環境部 循環型社会推進課》	令和 2年 1月20日 ～ 令和 2年 6月26日	令和 2年 9月29日 ～ 令和 3年 2月17日	14
公共下水道川副圧送管着水マンホール設置工事 《所管：上下水道局 下水プロジェクト推進部 下水道工務課》	令和 2年 8月12日 ～ 令和 3年 2月26日	令和 2年 9月29日 ～ 令和 3年 2月17日	14

<財政援助団体等監査>

監 査 対 象	監査対象期間	監査実施期間	ページ
一般社団法人さが藻類バイオマス協議会 《所管：企画調整部 バイオマス産業推進課》	平成31年 4月 1日 ～ 令和 2年 3月31日 令和 2年 4月 1日 ～ 令和 2年11月30日	令和 2年12月 1日 ～ 令和 3年 3月24日	15

監査実施対象：3 2課1 団体（6 小中学校を含む。）

(3) 指摘事項等の改善について

監査の終了に際しては、監査対象となった部署を所管する部長等に対して、監査委員が指摘事項等についての説明を行い、是正、改善を要請した。

(4) 定期監査の監査重点項目設定数

区 分	R2			R1
	前期25課	後期13課	年間38課	年間40課
1 服務関係	4	3	7	12
2 文書	1	2	3	2
3 収入	5	4	9	12
4 支出	1	1	2	5
5 契約	21	11	32	30
6 工事等の執行	5	0	5	4
7 補助金等	9	4	13	15
8 財産管理	8	6	14	7
9 現金の取扱い	6	7	13	23
10 その他	0	0	0	0
計	60	38	98	110

※ 区分ごとに、監査重点項目として設定した課の数

※ 公営企業、小中学校、工事及び財政援助団体等に対する監査は、監査重点項目を設定していない。

(5) 定期監査における指摘事項等の件数

区 分	指摘事項		検討を求める事項		注意を求める事項		計	
	R2	R1	R2	R1	R2	R1	R2	R1
1 服務関係	0 (0)	0	0 (0)	0	5 (4)	3	5 (4)	3
2 文書	0 (0)	0	0 (0)	0	2 (0)	5	2 (0)	5
3 収入	0 (0)	0	2 (0)	1	1 (1)	4	3 (1)	5
4 支出	0 (0)	0	0 (0)	0	1 (1)	1	1 (1)	1
5 契約	0 (0)	0	1 (1)	0	2 (1)	3	3 (2)	3
6 工事等の執行	0 (0)	0	0 (0)	0	0 (0)	0	0 (0)	0
7 補助金等	0 (0)	0	0 (0)	1	0 (0)	0	0 (0)	1
8 財産管理	0 (0)	0	1 (1)	1	5 (2)	6	6 (3)	7
9 現金の取扱い	0 (0)	-	0 (0)	-	3 (2)	-	3 (2)	-
10 その他	0 (0)	1	1 (1)	0	0 (0)	3	1 (1)	4
計	0 (0)	1	5 (3)	3	19 (11)	25	24 (14)	29

※ 件数は、各年度合計の件数。また、()内は令和2年度後期における件数。

58課(32課) 62課

※ 財政援助団体等を除く。

※ 指摘事項等の区分は、監査重点項目の設定区分と一致しない場合がある。

※ 「9 現金の取扱い」については、令和2年度から独立した区分として設定している。

(指 摘 事 項) 違法又は不当な事項で、誤りの程度が重大なもの又は著しく妥当性を欠くもの
 (検討を求める事項) 違法又は不当な事項で、改善について検討を求めることが適当なもの
 (注意を求める事項) 違法又は不当な事項で、注意を求めることが適当なもの

2 監査の結果

(1) 定期監査

<財務及び経営管理監査>

監 査 の 対 象	市民生活部 市民生活課	(監査重点項目：収入、財産管理、現金の取扱い)
	市民生活部 生活安全課	(監査重点項目：サービス関係、契約、補助金等)
	市民生活部 人権・同和政策・男女参画課	(監査重点項目：支出、契約、補助金等)
	保健福祉部 生活福祉課	(監査重点項目：文書、契約、現金の取扱い)
	保健福祉部 三瀬診療所	(監査重点項目：契約、財産管理、現金の取扱い)
	久保田支所	(監査重点項目：契約、財産管理、現金の取扱い)
	出納室	(監査重点項目：サービス関係、文書、契約)
	上下水道局 下水プロジェクト推進部 下水道工務課	(監査重点項目：設定なし)
	上下水道局 下水プロジェクト推進部 下水道施設課	(監査重点項目：設定なし)
	上下水道局 下水プロジェクト推進部 下水エネルギー推進室	(監査重点項目：設定なし)
	上下水道局 下水プロジェクト推進部 下水道企画室	(監査重点項目：設定なし)
	教育委員会 循誘小学校	(監査重点項目：設定なし)
	教育委員会 嘉瀬小学校	(監査重点項目：設定なし)
	教育委員会 巨勢小学校	(監査重点項目：設定なし)
	教育委員会 中川副小学校	(監査重点項目：設定なし)
	教育委員会 松梅中学校	(監査重点項目：設定なし)
	教育委員会 教育部 図書館	(監査重点項目：契約、財産管理、現金の取扱い)
農業委員会事務局 久保田分室	(監査重点項目：財産管理、現金の取扱い)	
監 査 の 結 果	財務等に関する事務の執行については、おおむね良好に処理されていた。	

監査の対象	保健福祉部 福祉総務課
監査重点項目	サービス関係、契約、補助金等
監査の結果	<p>○注意を求める事項</p> <p>時間外勤務手当等の支給誤りについて</p> <p>週休日及び休日の時間外勤務において、出退勤システムに休憩時間の入力もれがあったため、時間外勤務手当等の支給額を誤っているものがあった。</p> <p>佐賀市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第6条第1項の規定に基づき、適正に処理されたい。</p>

監査の対象	保健福祉部 健康づくり課
監査重点項目	収入、契約、現金の取扱い
監査の結果	<p>○検討を求める事項</p> <p>土地の賃貸借契約について</p> <p>市が事業を行う際の駐車場に利用するために賃借している三瀬地区の土地について、近年、駐車場としての利用が減少していることから、前回の定期監査において、賃貸借契約の継続の必要性を検証するよう求めていた。</p> <p>今年度で賃貸借契約期間が終了するが、駐車場としての利用実績も把握しておらず、必要性について十分な検証も行わないまま、賃貸借契約を継続することとしていた。</p> <p>次回の契約期間が終了するまでに、今後の当該地の取扱いについて、具体的な方向性を検討されたい。</p> <p>○注意を求める事項</p> <p>直接収納事務について</p> <p>保健福祉会館使用料について、金融機関に週に1回以上払い込むことの承認を受けていたが、1週間を超えているものがあり、そのうち6月から10月にかけては1月分をまとめて払い込んでいた。</p> <p>また、施設の使用申請を受理した際、使用料を申請者から受け取り、領収書を渡していたが、申請者から新型コロナウイルスの関係で使用しないかもしれないとの申出があったため、現金出納簿に記載せず、申請者から使用するとの連絡があるまで、金庫内に保管していたものがあった。</p> <p>現金を取り扱う業務はリスクが高いものであるため、佐賀市財務規則第32条の規定に基づき、適正に処理されたい。</p>

監査の対象	交通局 総務課
監査の結果	<p>○注意を求める事項</p> <p>年次休暇について</p> <p>佐賀市交通局就業規程第37条第3項第2号において、「時間単位年休を取得する場合、1日の年次休暇に相当する時間数は8時間とする。」と規定されているが、実際の勤務時間に合わせて7時間45分で1日としていた。</p> <p>また、佐賀市交通局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程第11条第3項において、「年次休暇の単位は、1日又は1時間とする。」となっているが、半日単位でも取得していたものがあつた。</p> <p>規程と実態に相違がないよう注意されたい。</p> <p>契約事務について</p> <p>バス回転場トイレ清掃委託業務（契約金額504,240円）において、予定価格を定めないまま、4者から見積書を徴取し、最低金額の業者と随意契約しているが、契約金額が佐賀市財務規則第97条第6号に規定される金額（500,000円）を超えていた。</p> <p>予定価格を定めるとともに、地方公営企業法施行令第21条の14第1項各号に該当しない場合は、随意契約ではなく入札により業者決定を行われたい。</p> <p>財産管理について</p> <p>バルーンフェスタの際に販売する1日乗車券については、複数年分まとめて発注しており多数の在庫があつたが、枚数を把握していなかつた。</p> <p>普通乗車券と同様に管理簿を整備するなど、適正に管理されたい。</p>

監査の対象	交通局 業務課
監査の結果	<p>○注意を求める事項</p> <p>年次休暇について</p> <p>佐賀市交通局就業規程第37条第3項第2号において、「時間単位年休を取得する場合、1日の年次休暇に相当する時間数は8時間とする。」と規定されているが、実際の勤務時間に合わせて7時間45分で1日としていた。</p> <p>また、佐賀市交通局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程第11条第3項において、「年次休暇の単位は、1日又は1時間とする。」となっているが、半日単位でも取得していたものがあつた。</p> <p>規程と実態に相違がないよう注意されたい。</p>

監査の対象	上下水道局 下水プロジェクト推進部 雨水事業対策室
監査の結果	<p>○注意を求める事項</p> <p>併任辞令について</p> <p>雨水事業対策室においては、市長事務部局職員が上下水道局の併任辞令を受け業務を行っているが、光熱水費の支出など一部事務について、併任辞令を受けていない職員が行っているものがあつた。</p> <p>併任辞令を交付しないまま、事務の権限が無い職員に雨水事業対策室の業務を遂行させることは不適切であるため、確実に併任辞令を交付されたい。</p> <p>占用許可事務の遅延について</p> <p>下水道敷地等占用許可事務において、令和2年4月までに受理した占用許可（継続）申請に対する許可決裁、調定及び占用料納付書発送事務が、同年9月に行われているものが散見された。</p> <p>許可の可否判断までには一定期間を要するものと考えるが、申請受理から半年後の許可書及び納付書の発行は、占用料の納付遅延や滞納に繋がりがかねない。</p> <p>占用許可事務をスムーズに行い、市民サービスを向上させるためにも、室内での協力体制の構築や業務の公平分担、明確化を行うなど、所属長を中心に組織マネジメントを行うことで、業務に遅延が生じないよう注意されたい。</p>

監査の対象	教育委員会 松梅小学校
監査の結果	<p>○注意を求める事項</p> <p>現金の管理について</p> <p>臨時に徴収した給食費（3,055円）について、事務職員が校外の会議に参加する途中で金融機関へ入金する予定であつたが、金融機関が混雑しており入金できず、会議が遅くなり学校が施錠されている時間になつたため、自宅に持ち帰つていた。</p> <p>また、松梅小学校現金取扱規程では、校内における現金は金庫で保管することとなっているが、十分な引継ぎが行われておらず、個人の鍵がかかる机で保管していた。</p> <p>このような取扱いは、私金との混同や紛失等の恐れもあり、リスクが高いため、現金は校内の金庫に保管し、入金事務についても適正に処理されるとともに、事務職員異動時の引継ぎを確実に行われたい。</p>

監査の対象	教育委員会 教育部 学校教育課
監査重点項目	収入、契約、財産管理
監査の結果	<p>○検討を求める事項</p> <p>行政財産目的外使用許可申請について</p> <p>教職員住宅の行政財産目的外使用許可について、使用者からの申請書が提出されないまま4月1日に使用許可し、7か月以上経過した監査時点においても提出されていないものがあつた。</p> <p>また、当該使用許可後10日以内に提出すべき、連帯保証人の連署した請書については、昨年度分から提出されていなかった。</p> <p>行政財産目的外使用許可は、申請を受けて許可するものであるため、佐賀市公有財産規則及び佐賀市教職員住宅の目的外使用に係る取扱要綱に基づき、早急に対処され、適正な事務処理に努めるとともに、再発防止に向け、事務の進捗管理について部署内でのチェック体制の構築を検討されたい。</p> <p>○注意を求める事項</p> <p>納入通知書の送付について</p> <p>行政財産目的外使用において、納入通知書の送付が、調定日の4月1日から6か月経過した10月1日に行われていた。</p> <p>納入通知書については、佐賀市財務規則第29条第1項の規定に基づき、調定後速やかに送付するよう注意されたい。</p>

監査の対象	教育委員会 教育部 学事課
監査重点項目	収入、契約、補助金等
監査の結果	<p>○検討を求める事項</p> <p>委託契約の締結について</p> <p>教職員健康診断業務及び小中学校養護教諭B型肝炎予防接種において、委託先2者と契約締結すべく準備を行っていた際、うち1者から契約手続きについて見直しを行いたいとの申出があった。早急に契約手続きを検討すべきところ、業務多忙により保留し、2者ともに契約締結しないまま、委託先に健康診断や予防接種の事業を実施させていた。</p> <p>佐賀市財務規則第101条の規定に基づいた適正な事務処理に努めるとともに、再発防止に向け、事務の進捗管理について部署内でのチェック体制の構築を検討されたい。</p> <p>○注意を求める事項</p> <p>支出負担行為について</p> <p>契約締結のときに整理すべき支出負担行為について、5か月以上遅延しているものがあった。</p> <p>佐賀市財務規則第43条、第44条及び別表第1の規定に基づき、適正に処理されたい。</p>

<工事監査>

工 事 名	久保田支所庁舎移転に伴う屋外拡声子局及び遠隔制御機移設工事（繰越）	
工 事 概 要	久保田支所庁舎移転に伴い屋外拡声子局を移設及び新設し、加えて遠隔制御機を移設する工事	
所 管	総務部 財産活用課	
請 負 業 者	株式会社中溝電業社	
施 工 場 所	佐賀市久保田町大字新田 地内	
契 約 金 額	当 初	18,150,000 円
	変 更 後	17,854,100 円
契 約 期 間	当 初	令和 2年 1月30日から令和 2年 5月29日まで
	変 更 後	—
契 約 区 分	随意契約	
進 捗 率	金額ベース 100% ・ 作業ベース 100% （実地監査日現在）	
実 地 監 査 日	令和 2年11月 9日	
監 査 の 結 果	工事に関する事務の執行及び施工については、おおむね良好に処理されていた。	

工 事 名	緑化センター跡地公園整備工事（その2）	
工 事 概 要	緑化センター跡地を活用して都市公園の整備を行う工事	
所 管	建設部 緑化推進課	
請 負 業 者	有限会社大幸緑地	
施 工 場 所	佐賀市高木瀬町大字東高木 地内	
契 約 金 額	当 初	26,210,800 円
	変 更 後	—
契 約 期 間	当 初	令和 2年 8月 4日から令和 3年 2月12日まで
	変 更 後	—
契 約 区 分	一般競争入札	
進 捗 率	金額ベース 13.0% ・ 作業ベース 13.0% （実地監査日現在）	
実 地 監 査 日	令和 2年11月10日	
監 査 の 結 果	工事に関する事務の執行及び施工については、おおむね良好に処理されていた。	

工 事 名	三重津海軍所跡ガイドンス施設改修（建築）工事	
工 事 概 要	三重津海軍所跡ガイドンス施設の増築及び既存建物改修工事	
所 管	建設部 建築住宅課	
請 負 業 者	株式会社 J A 建設クリエイトさが	
施 工 場 所	佐賀市川副町大字早津江津 地内	
契 約 金 額	当 初	310,200,000 円
	変 更 後	—
契 約 期 間	当 初	令和 2 年 3 月 2 4 日から令和 3 年 6 月 3 0 日まで
	変 更 後	—
契 約 区 分	一般競争入札	
進 捗 率	金額ベース 41.2% ・ 作業ベース 41.2% （実地監査日現在）	
実 地 監 査 日	令和 2 年 1 1 月 9 日	
監 査 の 結 果	工事に関する事務の執行及び施工については、おおむね良好に処理されていた。	

工 事 名	富士しゃくなげ湖ボート・カヌー競技施設整備事業基盤整備工事その 1（繰越）	
工 事 概 要	富士しゃくなげ湖ボート・カヌー競技施設建設のための敷地造成工事	
所 管	建設部 北部建設事務所	
請 負 業 者	株式会社丸福建設	
施 工 場 所	佐賀市富士町大字畑瀬 地内	
契 約 金 額	当 初	114,872,120 円
	変 更 後	—
契 約 期 間	当 初	令和 2 年 6 月 4 日から令和 3 年 2 月 2 6 日まで
	変 更 後	—
契 約 区 分	一般競争入札	
進 捗 率	金額ベース 72.7% ・ 作業ベース 72.7% （令和 2 年 1 0 月末日現在）	
実 地 監 査 日	令和 2 年 1 1 月 1 0 日	
監 査 の 結 果	工事に関する事務の執行及び施工については、おおむね良好に処理されていた。	

工 事 名	エコロジカルポンド遊歩道整備工事（繰越）	
工 事 概 要	環境学習と憩いの場の提供を目的に、野鳥が生息する池の自然観察場所と遊歩道を整備する工事	
所 管	環境部 循環型社会推進課	
請 負 業 者	株式会社鶴池造園	
施 工 場 所	佐賀市高木瀬町大字長瀬 地内	
契 約 金 額	当 初	22,729,520 円
	変 更 後	27,495,600 円
契 約 期 間	当 初	令和 2年 1月20日から令和 2年 3月13日まで
	変 更 後	令和 2年 1月20日から令和 2年 6月26日まで
契 約 区 分	一般競争入札	
進 捗 率	金額ベース 100% ・ 作業ベース 100% （実地監査日現在）	
実 地 監 査 日	令和 2年11月11日	
監 査 の 結 果	工事に関する事務の執行及び施工については、おおむね良好に処理されていた。	

工 事 名	公共下水道川副圧送管着水マンホール設置工事	
工 事 概 要	圧送管の着水ルートを変更する目的で、新たに着水人孔を設置する工事	
所 管	上下水道局 下水プロジェクト推進部 下水道工務課	
請 負 業 者	野田建設株式会社	
施 工 場 所	佐賀市西与賀町大字高太郎 地内	
契 約 金 額	当 初	82,558,960 円
	変 更 後	—
契 約 期 間	当 初	令和 2年 8月12日から令和 3年 2月26日まで
	変 更 後	—
契 約 区 分	一般競争入札	
進 捗 率	金額ベース 15.5% ・ 作業ベース 15.5% （令和2年10月末日現在）	
実 地 監 査 日	令和 2年11月11日	
監 査 の 結 果	工事に関する事務の執行及び施工については、おおむね良好に処理されていた。	

(2) 財政援助団体等監査

監査対象団体	一般社団法人さが藻類バイオマス協議会			
所在地	佐賀市栄町1番1号 バイオマス産業推進課内			
所管課	企画調整部 バイオマス産業推進課			
財政援助等の内容	補助金			
補助金の名称	さが藻類バイオマス協議会補助金			
令和元年度	補助額	14,006,456円	補助対象事業の収入に 対する補助金の割合	74.8%
令和2年度		17,910,000円		74.3%
監査の結果	財務等に関する事務の執行については、おおむね良好に処理されていた。			